

# 唐・宋時代の物品賃貸の考察

水谷謙治

序

第1章 唐代の物品賃貸

第1節 歴史的背景

第2節 唐代の物品賃貸

第2章 宋代の物品賃貸

第1節 歴史的背景

第2節 宋代の物品賃貸

むすび

序

私は20年ほど以前から物品賃貸業 (Rental business) の理論と、日本におけるその現状および歴史を考察してきた。金融や不動産賃貸の歴史的研究は多くあるけれども、それ以外の物品賃貸に絞った歴史的研究は日本語・中国語・英語等の関連データベースやその他の文献史料を調べてもまだ見あたらないようである。そのわけは、日常の物品賃貸では契約書が交わされないために史料がほとんどなく、しかも金銭や不動産の貸借が重要な社会的影響を及ぼすのに比べて物品賃貸のそれがマイナーだからであろう。

前稿では考察を日本から中国に移し、春秋戦国時代と秦漢時代の物的貸借を垣間見た<sup>1)</sup>。本稿では唐と宋の時代における物品賃貸 (レンタル) を考察する (物品賃貸は中国語で資財租賃といわれている)。唐と宋をあつかうのは、双方とも300年近くに及ぶ長期で有名な王朝国家で関連史料も多いし、「唐宋変革期」が中国史上で一大画期をなしているからである。

唐代では専門の独立した物品賃貸業がないため、輸送手段を始めとする物品賃貸はそのほとんどが他業の補助または副業としておこなわれている。宋代になると大都市に初めて専門の賃貸業が出てくるが、農村ではやはり副業的な賃貸がほとんどである。したがって、本稿では副業的なケースをふくめた考察をおこなう。

時々の賃貸や賃貸業の歴史的特徴または意義を明らかにするには、最低限度にせよ、該当の産業やそれを取りまく政治的経済的状况を明らかにしておかねばならない。「背景」として一

1) 「中国における物的貸借の歴史的考察」(『立教経済学研究』66 2)。当時は古代も唐・宋時代も一本の論文にふくめる予定だったが、諸般の事情を考慮して別論文にした。

定のスペースをさいたのはそうした理由からである。

考察はおもに経済史的な視点からおこなう。不動産や金銭の貸借とはちがい、物品貸の日常的事例を史書から見つけるのはむずかしい。そこで、類書・律令細目・奏伸書・伝記・小説・詩・随筆・旅行記などを探っていくことにする。事例の原因や役割を知るには、該当の歴史・政治・経済・法律・文化の状況を把握しておかねばならない。そうした諸作業をくわしくのべたり、利用文献をいちいち指摘したりしては紙数が不足してしまう。そこで思い切って、歴史的背景は貸の成長条件という視角から最小限の項目をたてて概観し、研究諸文献はその多くを省略させてもらう。

漢籍史料の検索と download は、おもに『全国漢籍データベース』・『中国哲学書電子化計画』・『四庫全書 維基文庫, 自由的図書館』・『中央研究院漢籍電子文献』を適時原本に照合して利用する。書籍の出版社名と出版年は不本意ながらすべて省略する(史料の巻・年号の漢数字は見やすさのためにあえて算用数字で記す。引用文のルビや丸括弧内の注は私によるものである)。

## 第1章 唐代の物品貸

### 第1節 歴史的背景

#### 背景 I

まずは春秋戦国時代から中華人民共和国までの唐・宋代の歴史的位罫を確認しておこう。

---

春秋 B. 770 403	戦国 B. 403 220	秦 B. 221 206	漢 B. 206 A. 220	三国・魏晉南北朝 A. 220 580
隨 A. 581 618	唐 618 907	五代十國 907 960	[遼 937 1125・金 1115 1234]	宋 960 1279
モンゴル 蒙古 1206 1368	明 1368 1644	清 1636 1912	中華民国 1912 1949	中華人民共和国 1949

---

漢後から隋までの360年間は、「三国志」時代を皮切りに、異民族国家や軍閥諸国家が抗争と合併をくりかえした分裂の時代だった。この時代には貴族門閥勢力が隆盛し、北方民族の内地移住・民族融合・江南開発などが進展している。

全国を統一して分裂を終わらせたのは、北周(北朝)で帝位を継承し隋朝をたてた楊堅だった(581)。次代の文帝は科挙制<sup>2)</sup>や州県制を施行し、続く煬帝は黄河・淮河・長江をつなぐ運河網を開通させて後代に大きな実益を残した。しかし、何度もの高句麗遠征・大工事・内紛で反乱が続発するなかで李淵(山西の武人貴族)が政権を奪取し、首都を長安におく(唐朝618)。

---

2) 前稿の第2表とその説明で、うっかり「科挙制」を誤記入してしまったので訂正しておきたい。

以後、唐は907年まで通算290年間（実質では280年間弱）続くことになる。

次代の李世民は、隋の施策をうけつぎながら、中央官僚制・均田制・府兵制・科挙・律令を整備して唐朝の基礎を築いたといわれる。唐政権は東アジア諸国を支配従属下において初期世界帝国になり、東西交流を進展させていった。その結果、ズボン・上着・椅子・テーブル・小麦・麵食などイラン風文化が流行する。

中核的な制度は均田制・府兵制・官僚制・律令制である<sup>3)</sup>。地方行政は州・県・郷（500戸）・里（100戸）を単位とし、里の運営は里正（村長）を責任者とする自治にゆだねられた（天宝期328州、1,573県）。その結果、分裂時代の門閥貴族勢力は衰退し、皇帝と貴族・大地主・上級官僚たちが支配的勢力になった。

唐代中頃までに苗代式・麦粟の二年三毛作・農具の改良・灌漑事業等によって穀物の増産が進み、社会には一応の繁栄と安定がみられた。「昔を憶う開元の全盛日……公私の倉廩俱に豊実」（杜甫「憶昔」）。総戸数は、639年の約308万戸から755年の約891万戸に増加した。1戸平均5人とすれば、1,540万人から4,455万人への増加である。兵士は約60万人・文武官員18,800人・胥吏<sup>しより</sup>37万人ほどだったとみられる<sup>4)</sup>。

どの時代も後半になると社会・経済体制が弱体化し変容している。唐代も8世紀半ばの安史の大乱<sup>5)</sup>を境に凋落の道をたどった。増加した逃民や流民の受け皿になったのは荘園（大土地所有とそこでの事業経営）と軍だった。荘園は逃戸・流民を佃戸（小作）にして膨張し、各州の司判令（節度使）が彼らを傭兵にして軍を増強した。以後、節度使による地方分権的体制への移行が始まっていく。他方、中央では宦官が勢力をふるうようになった。

政府はこうした事態を打開するために、土地資産を基準にする両税法（夏税・秋糧）・募兵制・塩の専売制などという営利重視の諸改革を実施するが、それは均田制や府兵制などの否定を意味した。やがて、黄巢（閩塩商人）の反乱に民衆が呼応して大乱になり、長安も蹂躪される。「長安寂寂今何有 廢市荒街麥苗秀……昔時繁盛皆埋沒 舉目淒涼無故物」（晚唐詩人韋莊の長編詩「秦婦吟」後半の一節）。この大乱が政権崩壊への決定打になる。混乱に終止符をうったのは、汴州（開封）の節度使朱全忠だった。彼は武力を背景に帝位につき、国名を後梁とし首都を開封においた（907年、唐王朝滅亡）。

3) 最初から大土地所有・荘園・食封制もあって均田制の普及程度はよくわからない。均田制と同時に農民へ給付された土地の永業田は永代所有権が認められ、受給者の死亡後も返還義務がなかった。仁井田陞『唐令拾遺』、『土地法・取引法』。堀敏一『均田制の研究』その他。律は刑罰中心の一般法、令は官職・戸籍・賦税等の行政法。『唐律疏義』は律の詳細で権威のある官撰注釈書（651年制定）である。以下では『譯注日本律令』（律令研究会編『唐律疏義譯注編』）を利用する。

4) 639年の戸数は『旧唐書』地理志、755年は『通典』食貨。兵士と官吏数は『通典』卷40。翁俊雄『唐代人口的職業構成』（『唐代人口與區域經濟』所収）

5) 東北地帯の節度使として大軍団を擁した安祿山と友人の史思明らが主導した反乱で、一時は長安や洛陽を占領したが内紛などで敗北した。杜甫の「国破山河在」（春望）もこの乱で占拠された長安で詠まれている。

隋 589 618 (長安) 唐 618 (長安) 開元通宝 621 均田・租庸調制 624 東突厥征服 630  
 府兵制 636 貞觀律令 637 高句麗制圧 668 女性皇帝武則天 690 節度使 710 募兵制 721  
 安史の大乱 755 763 兩税法 780 宗教大弾圧 844 黄巢の大乱 875 884 節度使朱全忠・後梁建  
 国 (唐朝滅亡) 907

## 背景Ⅱ

私的所有(権) 賃貸借が成立する一般的前提条件は、自由で自立した所有者と非所有者の存在である。この条件を私的所有(権)と身分のありかたという観点からみておく。

唐の社会に事実上で一種の私的所有権があったことは、つぎの諸事実から明らかである。個人の使う物品が「私物」、その使用者が「物主」とよばれ、他人の私物を盗んだり、勝手に使用処分すべきでないという規範が通用していること。また、多数の土地や物の取引契約書があって訴訟の証拠にされていること、いいかえれば、土地や物の使用収益状態が一種の資格として認められ、その金銭譲渡契約書が訴訟で効力を認められていること。物財の占有にもとづくこうした資格と規範は、広義の(私的)所有権ととらえることができる。

唐律令の盗みや債務不履行の罰則規定はこうした所有権の法的な保護規定と考えられる。とはいえ、当時の律令に私的所有権の明記はないし、自立した民法典もない。なぜなら、一方で皇帝中心の独裁的支配や身分制度が存続し、他方で、礼教的意識や宗族的制度が普及していたからであろう。「普天之下、莫非王土、……莫非王臣」、という王土王民觀念もその反映にちがいない<sup>6)</sup>。

身分 唐代の身分制度は良民と賤人とを厳しく差別した。良民には官人・僧道・農・工・商等の庶民が属する。官人は他の庶民よりも上位にあり、免税や減刑などの特権があった。僧道にも免税特権があった。良民女性の地位はある程度高められており、取引や訴訟の主体になれた。胥吏は官と民から手数料をえて官の実務をする庶民でそうした特権はない。

賤人には「所有権」がなく、財産の売買や賃貸借ができない。とりわけ最下級の奴婢は人にあらず「婢乃賤流本非儔類」(『唐律疏議』卷13戸婚)、「資財」・「畜産」とされている(同・卷14戸婚、卷6名例)。ただし同じ私賤人でも部曲は売買されず、財物の所有や良民との結婚を許されていた。ともあれ、良民と賤民の関係は支配者と被支配者の関係だったのである<sup>7)</sup>。奴婢の

6) 仁井田陞「中国法史における占有とその保護」(『中国法制史研究』)。堀敏一「中国古代の土地所有制」(『均田制の研究』)。寺田浩明「中国近世における自然の領有」(『シリーズ世界史への問い』第1巻)。彭誠信「伝統中国における『觀念的權利』の欠如」(鈴木賢・金東煥訳、北海道大学『法学論集』55 2)

7) 仁井田陞『支那身分法史』、「唐代法における奴婢の地位再論」(『史学雑誌』74 1)。濱口重國「唐

実数はわからない。けれども、上級官人や富者は多数の奴婢をもっているし、中流庶民も1～2人の奴婢をもつケースが多い。845年に仏教が大弾圧されたおりに寺院から没収された奴婢数は15万人といわれている（『唐會要輯稿』巻47議釋教）。したがって、全国の官奴婢・私奴婢数は4,50万人あたりではなかったかと思われる。

商業 8世紀までに驛伝制度が整備され、首都を中心に交通や運送の組織化が進んだ（1639の驛中、水驛260・陸驛1297、『大唐六典』巻5）。水運も南北大運河の開通で江南を中心に盛んになった。交通運輸の発達とともに、塩・茶・絹織物・木材・牛馬・奴婢など各地の商品が客商を通じて流通し、長安を中心にした広域商業網が形成されていく。重要幹線路の要所には食堂・宿屋・邸店・房廊（停とど・倉庫業）などの営業がみられ、州都には同業組合（行）が組織されている。統一通貨の発行（開元通宝621）や手形・為替（便銭・飛銭）の発行もおこなわれ、商業の効率化も進んでいる。とはいえ、租税の大半はまだ物納であり、地方の交易も現物交換や絹などの実物貨幣の使用が多い。

他方、商業は国家のかなり厳しい統制管理をうけていた。都市では夜間や指定区域外での商売が禁止され、塩・銅・茶・鐵の生産と販売は国家の独占事業にされている。重要物資の輸送も厳しく管理され、庶民が他県へ旅行するには審査を受けて過書（通行証）をもらわねばならなかった。ただし、これらの規制は時代の後半になると事実上で弛緩したり崩壊したりしていく<sup>8)</sup>。歴史的にみれば、唐代の商業は漢代の現物自給的経済と宋代の貨幣的商業との中間にあって、双方の特徴をもっていたといえるだろう。

都市 大都市は物品賃貸業を培養し叢生させる主要な場である。唐代の有名な大都市には、首都長安や副都洛陽のほかには江陵・揚州・杭州・蘇州・広州・成都などがある。長安の100万人弱を別にすれば、他の都市は10万人から数10万人ほどである<sup>9)</sup>。9世紀初期に江南の大都市蘇州の長官だった白居易は、この都市の納税戸数を「十萬夫家供課税」と記している（『白氏文集』巻54）。一家を4,5人とすれば、約40万人から50万人になる。

長安の城内は碁盤目のように街路が走り、110の碁盤目はそれぞれが壁に囲まれていた（坊という）。市民の住居は坊内に定められ、夜間は坊外・城外への外出を禁止されていた（坊牆制<sup>しやう</sup>）。内外の住民数は家族をふくめて農商工40万、官人・胥吏20数万、兵士10万、僧道尼3万弱、芸妓・奴婢・浮浪者・流民・外国人・科挙受験生・出張官吏など20数万人と推定されている。東

王朝の賤人制度」（『東洋史研究叢書』巻15）。女性については大澤正昭『唐宋時代の家族・婚姻・女性』。高世瑜著、小林一美・任明訳『大唐帝国の女性たち』その他

8) 佐藤武敏「唐代の市制と行」（『東洋史研究』25-3）。中川學「唐代における商業発展の一側面」（『一橋論叢』59-3）。宮澤知之「唐宋変革と流通経済」（『仏教大学歴史学部論集創刊号』）。妹尾達彦「唐代長安東市の印刷業」（『唐代史研究会報告第8集』『東アジア史における国家と地域』）。幽州（現北京）の石刻には肉・絹・綿・米・生鐵等の行名がある（氣賀澤保規『中国の歴史6』）。

9) 日野開三郎「大城邑戸口規模」（『東洋史学論集』巻17）。愛宕元「唐代の揚州城とその区画」（梅原郁編『中国近世の都市と文化』）

市には220の行があり、東西の市には飲食品・家具・金銀宝石・衣料・娯楽品・陶器・薬・書物・奴隷・家畜などさまざまな商品が販売されていた。洛陽にも3,000余の店と120の行があり、市街には商旅の車馬が行き交っていたという<sup>10)</sup>。

農村 農業では苗代方式・高轉筒車・曲轆犁等が導入されて穀物などの増産が進んでいる。8世紀には数十戸から数百戸の定住村落が普及し始め、複数村落ごとに草市(定期市)が開かれている。村落とともに散在した大小の荘園のなかには、製粉・製茶・織物などの事業をして商業との関係を深める大荘園もみられた。村落や荘園における地主・小作関係では、大部分の小作人は地主への隷属性が強かった<sup>11)</sup>。彼らは「強豪に私属して種食を借り、田を賃借して終年労に服し休息する日もない」ありさまだった(陸費<sup>りくし</sup>『陸宣公奏議』、「貧者……強豪以為私属、貸其種食、賃其田廬、終年服勞無休息」『全唐文』巻465)。

## 第2節 唐代の物品賃貸

車・船・牛馬のような輸送手段は、高価な動産で輸送時にしか利用されないから賃貸借による利用が多い。そうした賃貸借は運送業と密接不可分の関係にあり、船頭や御者との一体的利用が大半である。そこで以下では、こうした一体的利用も考察にふくめる。

### 車1

当時の運送の主流は地方から中央への租税物資の官輸だった。その輸送には原則として官の車船と兵士が使われたけれども、不足分は民間からの和雇で調達されている(実質的には徴発が多い)。たとえば河南の長官李傑は、開元初年(713)に陸運北路の8遞(運送施設)を通じて民間から雇った1,800車で250萬石の米を運ばせている(『新唐書』巻53・食貨志)。

こうした事情をうけて、国家は8世紀前後に脚法(運賃法)を制定している(「凡天下舟車。水陸載運。皆具為脚直。輕重貴賤。平易險澀而為制」『大唐六典』巻3)。それによると、陸運は負般(人夫)・馱脚(人夫と役畜)・車裁脚(車の使用料)に区別され、負般と馱脚は百斤百里(60kg, 56km)の平地で80-100文、山坂で120-150文、車裁脚は一定の千斤900文とされている。車賃の千斤900文は、当時の米価1斗を40文とすればごく高価であり、人・役畜・車の一括雇傭で遠距離輸送をすれば、莫大な費用になる。当時のきわめて高額な輸送費は、商業流通の大きな足かせだったとみてよい。

車裁脚が一定なのは車自体の賃貸を意味しているからであろう<sup>12)</sup>。唐律には、官の車を私的

10) 宋敏求『長安志』。徐松撰・愛宕元訳『唐兩京城坊攷』。韋述『兩京新記』。妹尾達彦『長安の都市計画』、「唐代長安の街西」(北海道教育大学『史流』25, 27)。佐藤武敏『長安』。室永芳三『大都長安』。住民の構成人数はおもに前掲佐藤と氣賀澤の著書によった。楊銜之『洛陽伽藍記』

11) 農業技術・各種用具・碾磑については唐・宋代とも天野元之助『中国農業史研究』を参照。日野開三郎『唐代先進地帯の荘園』(久留米大学『産業経済研究』23 1~24 4)。加藤繁『支那經濟史考証』その他

12) 清木場東『唐代財政史研究(運輸編)』、「唐代の水陸運賃について」(『東洋史研究』50 3)、青山

に「人二借シ……庸賃ヲ計ル」罪がある（「名33・<sup>きやう</sup>「廩庫13」）。これも車自体の賃貸を示唆している<sup>13)</sup>。

遠距離の輸送と旅行では、宿泊にともなって車や牛馬の世話・修理・補充・運夫の交替（雇傭）などが必要になる。そうした仕事を専門または副業にしていたのは、車家・商販車坊・邸店などであった。加藤繁氏と日野開三郎氏の考証によると、車坊は車置き場を意味していたが、唐代以降には専門の賃馬車業の意味にも使われ、商販車坊とも言われている<sup>14)</sup>。

「京兆府坊市各所の車坊……」とあるように（『唐會要』巻72「京城諸軍」）、車坊は長安の坊市各所をはじめ畿内・諸州府の要所にあった。また大和4年（942）に辛察という人が、ある黄衫衣の人から多量の銅銭を長安から城外の廟へ運ぶようにたのまれ、いつも城門付近にいる車を雇って運んでから「車子家」へいく話がある（『太平廣記』再生11・辛察）。この「車子家」の一部も車坊だったと考えられる。なお、長安の通化門街には多くの車職人の住む車製作所があり、車・車輪・車軸等に定価をつけて販売していた（『太平廣記』異人4・溪樂山）。車坊や車家などはこうした製造販売所から車を購買していたのであろう。

車坊はかなり儲かったようで課税の対象にされている。貞元21年（805）6月順宗詔、「畿内及諸州府の荘宅・店舗・車坊……」の租課を免ずる記事（『冊府元龜』巻491<sup>けんぶく</sup>復）。官人による車坊営業の禁止令もだされている（『舊唐書』巻9玄宗記、開元29年正月）。車坊が邸店の兼業としておこなわれているケースもあったが、車坊のない村落では宿屋や個人が車を保管したり賃貸したりしている。王仁祐（880-965）撰『玉堂閑話』（巻3）に、晉州女道士崔練師が輜車（荷車）一台を所有しこれを賃貸して自活していたとあるが（「置輜車一乘、傭而自給」）、これもその事例であろう。

## 車2

棺を運ぶには車輿（こし）・輜車が使われた。その賃貸はすでに6世紀半頃からおこなわれている。「洛陽市北の孝慈・奉終の二つの里人は棺槨の販売や輜車の賃貸を業としていた」（『洛陽伽藍記』巻3「市北孝慈奉終二里、里内之人、以賣棺槨為業賃輜」）。

唐代になると葬儀屋（凶肆）がかなり普及し、喪具や輜車の賃貸をいとなんでいる。唐の韋述著『兩京新記』（722年自序）には、長安の豊邑坊に喪具や輜車の賃貸業者が多くいたと記されている（巻3・長安豊邑坊の条、「此坊多假賃方相（輜車）送喪之具」）。そうした業者の存在は西大街中部遺址でも確かめられている<sup>15)</sup>。白行簡（776-826）の「李娃傳」には、長安の東西にあ

定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』。開元13年（725）頃、両京での米1斗45文以下（『通典』巻7食貨）。

13) 「庸賃」の「庸」は車賃しの費用をさす。「賃とは器物の使用代価を指す。車は賃ではなく庸に含まれる」（律令研究会編『譯註日本律令』唐律疏議譯註篇2）。

14) 前掲加藤繁『支那經濟史考証』。日野開三郎『唐代邸店の研究』（「賃車業・車坊と店」）。日野開氏によると、車坊の賃車業務は客商の宿泊と結びついていたので邸店の兼業にもなっていた。

15) 前掲妹尾達彦『唐代長安の街西』

る二大凶肆が天門街で賃貸用の葬具や車輿よの優劣を争う話がある（「二肆之傭凶器者互争勝負」）。東の凶肆はどの葬具も車輿も勝っていたけれど哀歌だけが劣っていた。そこで歌のうまい若者を雇い、新曲を教えて勝負に勝つ話である<sup>16)</sup>。なお、文中に「其黨」とか、唐・李亢撰『独異志』（李佐）に凶器を売る家の党にいた（「吾三十年此黨中……吾鬻凶器家中」）という記述を見ると、唐代には一種の凶肆ギルド・結社があったと考えられる<sup>17)</sup>。

### 驢馬・馬

驢馬は旅行者に欠かせない輸送手段だった。驢馬を賃貸していたのは大小の賃驢業者である。邸店も賃驢業務を兼業していた。これらの業者は全国の都市や街道の要所で営業している。8世紀初頭、長安の「東は宋，汴，西は岐州に至るまで，路の両側に店肆が並び客を待つ……。店毎に賃驢馬が用意されており，客を乗せてたちまち数十里を運ぶ。これを驛驢という」（「東至宋，汴，西至岐州，夾路列店肆待客，酒饌豐溢。每店皆有驢賃客乘，倏忽数十里，謂之驛驢」。『通典』巻7食貨）。長安の府門などの賃驢業者たちは，驢に子供をつけて貸すケースが多かったようである<sup>18)</sup>。

ペリオ隊発見の敦煌文書には驢馬の「雇契文書」がある<sup>19)</sup>。丁丑歳（池田温氏推定917年）10月27日「赤心郷の百姓郭安定が百姓高興達の伍歳の牡驢馬一頭を備うこととし，雇賃を決め，驢馬の所有者高（興達）と確認した」。

慈覚大師えんにん圓仁（比叡山延暦寺三世座主）の『入唐求法巡礼行記』は，838年から9年間も中国各地の寺をめくった旅行記である<sup>20)</sup>（以下『巡礼行記』と記す）。ここにも賃驢の利用が何度も記されている。開成4年（839）4月6日，「分遣隊將校の張亮がいう。『山の南に着いたら驢馬を求めて乗っておいでなさい。ここには驢馬を賃借する（「借賃驢馬者」）ところはありません』。4月7日，興国寺で「驢三頭を雇いこれに乗って出発した。驢馬一頭で廿里に行くのに功銭は五十文だった」。

馬は騎馬や軍馬として官人を中心に盛んに利用されていた。

馬の賃貸史料は未見だが，長安の馬肆には3万余頭の良馬がいたというし（高彦休『唐闕史』

16) 『李娃傳』（547年）は長安の名伎李娃の義侠と愛を描いた白行簡の「伝奇」小説である。著者の生活描写は実態をよく反映しているとの定評がある。内田泉之助・乾一夫訳『唐代伝奇』（『新釈漢文大系』）は「二肆之傭凶器」を「二つの葬儀屋町」と訳しているが，別の箇所「賃輜車為業」とあり，「傭」は賃貸の意味があるから，「二つの葬具賃貸業者」と訳する方が妥当ではなからうか。

17) 今村与志雄訳『李娃伝』，『唐宋伝奇集』（岩波文庫上）註26参照

18) 『廣異記』（澄）「時府門有賃驢者，裴呼小兒驢，令送大郎至舍，自出二十五千錢與之。李復言撰『統玄怪録』：「扶風馬震居長安平康坊正晝聞扣門往看一見賃驢小兒言『適有一夫人自東市賃某驢至此入宅未還賃價』」。

19) 仁井田陞『唐宋法律文書の研究』（中国學術研究叢書6）。訳は池田温『敦煌文書の世界』によった。

20) おもな旅程は長江河口の揚州・蘇州 山東半島 北の五台山（山西省） 長安 洛陽 蘇州。原文は『續續群書類従』（巻12）掲載のもの。深谷憲一訳（中央公論社）と足立喜六訳註・塩入良道校注（平凡社）を参照した。

下「賤買古畫馬」,『魏書』(列伝55・崔光)には「賃馬假乘,交費錢帛」とあるから,唐代にも賃馬があったにちがいない。

### 船舶

水運は隋代に南北大運河が開通したために,江南を中心にかなり活発になった。大曆と貞元間(766-804)における揚子江近辺の「洪・鄂州には水居がすこぶる多く村の半数にもなる」(『唐國史』補巻下,「洪,鄂之水居頗多,與邑殆相半」)。商船や漕船の多さは被災船舶数からもわかる<sup>21)</sup>。商人たちが雇船によって商いをしていたことは,いくつかの史料に記されている(『全唐文』巻89車駕還京師德音,「洪准商賈業在舟船」。桂萬營『棠陰比事』濟美鈞篋)。官用の物資や軍隊の輸送でもしばしば民船が雇われて私脚(船賃)が支払われている。

既述の運賃法の船裁脚(船賃)規定では,陸運と同様に労力の多少で差があり,黄河の例では百斤百里の単位で上り160文,下り60文である。ただし,船脚には労賃と船舶賃賃料との区別がなく,両方がふくまれているようである<sup>22)</sup>。船賃は車賃よりも安い。乗合渡し船の船賃を『巡礼行記』で見ると,黄河渡口の「葉家口には大小多くの舟船があり,往還の人を懸命に集めて載せている。渡料は一人五文」とある(承和7年[840]4月11日)。これらの船の多くは船頭の所有船だろうが,ほかから賃借する船頭もいたことであろう。

賃貸や雇用を媒介したのは水辺要地の水店・津店・漕店などで,これらの店は客の接待・舟の部品の補修と販売・賃船の斡旋をしていたようである<sup>23)</sup>。船のおもな所有者は津港や河川近辺の荘園主・富裕者・船頭たちであった。前掲『唐國史』には,先に引用した文の直後に「おおそ大船は必ず富商が所有している」(「凡大船必為富商所有」と書かれている。

### 製粉用具(碾磑・水車)

唐代では粉食の流行につれて製粉事業が盛んになる。製粉は碾磑てんがいという石のスリ臼を人・牛・水車で回して挽く。水車挽きの水碾が一番効率的で営業に適している。しかし,その経営には多くの資金がいるし灌漑上の制約もあったので,大都市では製粉の需給ギャップが生じがちになり,近郊の水碾経営は大きな利益をうることができた。したがって,王侯・貴人・富豪・寺院等は河川沿岸に多くの碾磑を設置した。「膏腴美業,倍取其多,水碾莊園,數亦非少」(『舊唐書』列傳卷89狄仁傑)。白渠支流に施設され,灌漑を害するとして壊された碾磑は80余か所にのぼっている(大曆13年[780]正月,「壞白渠碾磑八十餘所,以奪農田也」,『舊唐書』巻11本紀)。

那波利貞氏は敦煌諸寺院の収支決算簿(敦煌紙背文書)を分析し,寺院の碾磑事業経営を明らかにされた<sup>24)</sup>。それによると,寺院は自家用の小麦粉や粟粉をうるために碾磑を施設し,

21) 天寶10年(751)正月「陝州運船火。燒船二百一十五隻……舟人死者六百人。商人船數百隻」。廣徳元年(763)12月25日夜「鄂州大風,火發江中,焚船三千艘,焚居人盧舍二千家」(『舊唐書』巻11本紀)

22) 前掲清木場東「唐代の水陸運賃について」(『唐代財政史研究・運輸編』所収)

23) 前掲日野開三郎『唐代邸店の研究』「賃船業と漕店」

24) 那波利貞「中晩唐時代に於ける敦煌地方仏教寺院の碾磑経営に就きて」(『東亜經濟論叢』13・

「磑戸」（製粉業者）に製粉をおこなわせて納入させ、「磑入」・「磑課」と記帳している。磑入の余剰分の経済的源泉は、磑戸や小作人への碾磑の賃貸料、および「製粉販売特権免許税」（寺院特権による保護への礼金・冥加料）で、後者の割合が大きい。磑戸の方でも上納後に余剰が残れば、その販売で利益がえられる。

こうした寺院荘園の碾磑は全国各地にあった。圓仁も開成5年（840）7月12日に三交驛の定覺寺荘で「三交碾」という名の水碾を見たとき記している。ちなみに730年前後の寺院数は5358、道観数は1687にのぼり、それらの寺観は布教・集会・経営・娯楽・救済などを通じて社会に大きな影響力をおよぼしていた<sup>25)</sup>。

寺院以外の有力者も碾磑を賃貸しているが、官吏も官の碾磑を私的に借り出し、それを賃貸して利益をえていたようである。『唐律疏議』にそうした汚職罪の規定（脚注13）があることや官吏による他の汚職史料を見ると、実際に私的な賃貸がおこなわれていたと考えうる。なお、碾磑経営は農田の灌漑を妨げるので大きな社会問題になり、政府の禁止令が何度も出されている（『舊唐書』巻11、『唐大詔令集』巻110「誠勳風俗勅」、唐隆元年〔710〕7月19日睿宗詔など）。

#### 搾油設備

燈用油と食用油は寺院の必需品だった。寺院は石臼を水車で回して挽く製油設備を自己の荘園に施設して油を自給していた。前掲敦煌寺院の帳簿には、製油設備の総称が「梁」または「梁子」、製油担当者は「梁戸」、製油収入は「梁課」と記載されている。寺院は梁戸に原料と設備を貸与して賃貸料兼冥加料をえており、梁戸も寺院の特権を背景に余剰分を出して利益をえていた。以上は那波利貞氏が前掲諸帳簿を考証して明らかにされた点である。

「丁酉年（877年か937年）二月一日立契。（=榨力）磑戸二人等。縁百姓田地容<sup>マ</sup>珠油榨水磑一周。断課油<sup>マ</sup>碾磑課少多。限至其満並須填納。如若不納課税。掣奪家資。用充課税」（那波氏提示の前掲3391號紙背文書）。那波氏はこの文書の主旨を“梁戸と磑戸の二人は梁課と碾磑課を期限内に納入できなければ家財を処分してこれにあてる”，と解されている。氏の考証を裏付ける一文とあってよいであろう<sup>26)</sup>。また、これまでの考察にもとづくならば、商人や官人たちが搾油設備の賃貸をしていたと考えられる。

#### 農具

佃戸や貧農たちは不足の農具を地主から賃借せざるをえない。たとえば、莫高郷の百姓賀保定が赤心郷の百姓龍員定を雇傭した時の「契文」には、“もしも雇用主から賃借した諸農具を

1 4・2 2)。氏の基礎史料は佛国立図書館蔵・敦煌発見文書（紙背）中の寺院会計簿である。西嶋定生「中国経済史研究・第5章碾磑の彼方」（『東アジア史論集』第5巻）

25) 平岡武夫『唐代研究のしおり』。嶋波護『隋唐の仏教と国家』。小野勝年『中国隋唐長安・寺院史料集成』

26) 那波利貞『唐代社会文化史研究』（第3編梁戸攷）。前掲佛国2032号紙背『浄土寺西倉司願勝廣進等手下入破曆』、同5543号紙背『浄土寺直歳願達手下諸色現破除曆』。その他にもとづく研究。

畔で損失を与えたらその損失は労働で償う”という主旨の記載がある（「更若畔上矢ノ他主人農具鎌刀鋤袋器什物者。陪在作児身上」<sup>27)</sup>。

### 衣裳

唐代官吏の孫<sup>71</sup>による記録『北里志』（海論三曲中事）によると、長安平康坊の北里三曲（町）には妓女や彼女らの「養母」（やり手婆）が住んでおり、「養母」の一人は多くの衣服や器物を蓄えてそれを三曲中の妓女たちに賃貸していた（「有一嫗號汴州人也。盛有財貨，亦育数妓，多畜衣服服用，僦賃於三曲中」）。こうした妓女たちへの衣裳賃貸のほかにも、喪服や婚礼衣裳の賃貸例があったかも知れない。

以上の賃貸事例を概観するならば、つぎの点を確認できる。

1) 唐代では、車・船・驢馬を中心にした物品の賃貸が普及し始めており、長安や洛陽には葬儀業者による靈柩車の賃貸（業）もみられた。しかし地域では現物交換や実物貨幣が主流であり、大半の賃貸は副業または兼業にとどまっていた、独立専門の物品賃貸業は微々たる存在でしかなかった<sup>28)</sup>。

2) 物品の貸手（所有者）は大半が裕富な商人・地主・官人・寺院らである。他方、何台もの馬車・牛車・荷車を賃借したり、遠距離輸送で賃船をしていたのは裕福な客商たちである。葬儀車・製粉搾油用具・輿・馬の借手もまた中・上流層に属している。大都市に住むその日暮らしの貧者や浮浪者たちは物品賃借の担手からもれていたようである。大多数の奴婢も人格的に賃貸から排除されている。

3) 市民生活や商業への厳しい規制管理は賃貸業の成長を阻んでいた。全賃貸史上における唐代の物品賃貸は、漢代の無償貸借と宋代の賃貸業との中間に位置しており、過渡的で發育不十分な状態にあったといえるであろう。

## 第2章 宋代の物品賃貸

### 第1節 歴史的背景

#### 背景 I

唐の滅亡から宋代にいたる五代十国時代（907-960）は、軍閥諸国家が全国各地に割拠する地

27) 前掲那波利貞，敦煌文書3649号紙背「莫高郷百姓賀保定雇赤心郷百姓龍員定男契文」。那波氏は「鎌（鋤の一種）の誤字，陪を賠<sup>アテ</sup>と推定されている。は辞書未載。は鋤または鍋。

28) 羅<sup>ら</sup>形<sup>と</sup>華<sup>か</sup>『唐代民間借貸之研究』は民間の借貸を詳しく調査・考察した力作である。氏は借貸を信用借貸（使用・消費借貸），質押借貸（動産質・不動産質・人質），特殊形態借貸（預租・<sup>シヤ</sup>売・互助）に分類して考察されている。が，物品賃貸を除外されている。推測すれば，「借貸」を広義の金融的意味に解する一方，唐代の物品賃貸が稀少かつ副次的なものだったからかも知れない。なお，漢・唐代における「借貸」は救済的貸与の意味で用いられることが多い。また唐律では，官人による財物・役畜の貸借としても用いられている。

方化の時代だった。その末期に後周で趙匡胤<sup>ちようきよういん</sup>（開封節度使）が皇帝に推され国号を宋とし（960年）、中国を「統一」する（ただし後晉時代に遼へ割譲された燕雲〔北京・大同〕十六州を除く）。

宋の時代は北宋（主都<sup>べん</sup>汴京・開封）と南宋（主都臨安・杭州）の時代に区分される。つねに北方異民族国家 遼<sup>キタイ</sup>（契丹）・西夏<sup>モンゴル</sup>・金・蒙古の脅威にさらされたあげく、北宋は金に滅ぼされ、南宋も蒙古の元に滅ぼされている。この対外関係は漢や唐とくらべて大きな相違である。また国内体制が科挙にパスした文官・士大夫優位の文治主義体制になったことも大きな特徴といつてよい。

北宋は遼や西夏の侵入に悩まされたため、多額の贈与を条件に両国と屈辱的な講和を結ぶ（対遼1004年、対西夏1044年）。買いとった平和は綱渡りのなものだったが、約百年続いて北宋繁栄の基礎になった。政治は最高決定権をにぎる皇帝のもとで、官僚が行政をにない、胥吏<sup>しより</sup>が地方行政の実務を担当した（胥吏は官僚ではなく民間からの応募者で、俸給を受けず、官民双方から手数料をとっていた。末端行政を牛耳っていた彼らは賄賂を求めて農民を苦しめ、怨嗟的になっていた）。

税制は揺役（力役）・賦税・商税（通行税や取引税）がおもな歳入で、ほかに塩や酒の専売収入があった。いつも臨戦体制にあったために、両宋時代を通じて軍事費が歳出の7～8割を占めている<sup>29)</sup>。王安石の有名な新法（1069年）は財政赤字を減らし、小農民や中小商工業者を保護し、富裕士大夫の利益を抑えようとするものだった。しかし富裕勢力の反対でその多くが廃止されていった。

12世紀初めに北東女真族の金国が宋に侵入し始め、1127年には首都を蹂躪して皇帝・皇族・官人3,000余人を拉致していった（靖康の変・北宋の滅亡）。江南（ここでは淮河以南から揚子江中下流域の一带とする）に逃れた人々や南方の軍・有力者らが宋朝政権を再興する（南宋）。

南宋政権が領地にした長江下流域は、「蘇熟すれば天下足る」といわれるほど肥沃な土地だった。南へ逃亡した政権が150年も命脈を保ちえたのは、こうした地方の豊富な富を基礎に軍隊を養えたこと、北方民族の軍隊が河川湿地の戦や暑さに弱かったこと、巨額の貢納を条件に金と講和を結べたこと、等がはずかっている。

南宋政権は膨張する歳出を民衆からの過酷な収奪でまかない続けた。そのために13世紀には反乱が続発し、宰相（賈似道）らの専権支配や政治腐敗も重なって体制は急速に衰退していく。他方、チンギス・ハンがモンゴル帝国を樹立し（1206）、半世紀のあいだにロシア・西欧・西南アジア・朝鮮・安南へ遠征するかたわら、金も滅ぼして世界帝国をきづく。後継争いで覇権をにぎったクビライ・ハンは国名を大元に改め（1271）、南宋に侵攻し宋軍をつぎつぎに撃破し（この間に日本へも侵攻1274）、1276年には首都臨安に無血入城して南宋政権を滅亡させた。

29) 『宋會要輯稿』食貨志。加藤繁前掲書『宋代商税考』。曾我部静雄『宋代財政史』。鳥居一康『宋代税制史研究』。宮澤知之『宋代中国の国家と経済』

宋政権 960 首都開封 遼・西夏と講和 1004・1044 塩・酒・茶専売制 1048 王安石の諸改革 1069 1073  
 金建国 1115・開封占領 1126 (北宋滅) 南宋首都臨安 1129 金宋講和 (金に臣事) 1142 金の南侵 1165  
 金と再講和 1208 チンギス<sup>モンゴル</sup>蒙古建国 1206 蒙古東西南北大遠征・金を滅ぼす 1234 宋の各地に侵攻 1257  
 クビライ覇権 1265頃 蒙古 (元) 臨安占領 1276・宋滅亡

唐宋時代の重要項目比較表

唐代	宋代
突厥・高句麗等支配 冊封	遼・西夏・金・蒙古の脅威 貢納
君主権力 + 貴族勢力	君主独裁権 + 士大夫勢力
内外中国・非漢人支配	内中国 (のち江南) ・漢人支配
形式的官僚制と律令制の整備	中央集権的官僚制と科挙制の整備
府兵制・軍閥・強力軍隊	傭兵制・文治主義・弱体軍隊
均田制 (租庸調) 兩税法 (非均田制)	兩税法・佃戸制
都市・商業の管理抑制・草市	都市・商業の自由化・鎮市勃興
木版出版・絹・製粉・茶・陶磁器	火薬・羅針盤・石炭・銅版印刷

## 背景Ⅱ

### 生産と人口

江南を中心に灌漑と水田の造成で耕地が拡大し、占城米 (早・耐性米) の導入で小麦と稲の二毛作が進んで米穀生産量がふえた。江南からの漕運米穀量は宋代平均で唐代の3倍になった。石炭の増産と普及は鉄の増産 (唐代の10倍以上) をもたらし、さらに鉄製用具・とくに農具の増産と農業生産力の発達をうながした。船・陶器・印刷・織物・塩・茶・蠟燭等の増加も目覚ましい<sup>30)</sup>。

戸数は1006年の約742万戸から1110年には2,088万戸にふえた。1戸4人または5人とすれば、約3,700万人から1億人強への増加である。全人口の9割が農民、残り1割が商・工・官・軍その他の人々で、そのうち軍人・軍族数は平均100万人ほど、官員3～5万人、胥吏は少なくとも数10万人いた<sup>31)</sup>。唐末からの南への人口移動は北宋の敗北を契機に加速され、唐代とくら

30) 天野元之助『中国農業史研究』。斯波義信『宋代江南経済史の研究』。日野開三郎「北宋時代に於ける銅・鉄の産出額に就いて」(『東洋学報』22)。吉田光邦「宋代の鐵について」。河上光一『宋代の経済生活』

31) 『元豊九域志』・『宋會要輯稿』・『統資治通鑑長編』・『文献通考』。加藤繁前掲書「宋代の人口統計」, 「宋代の戸口」, 「宋代の主客戸統計」。梅原郁『皇帝政治と中国』

べて南北の比率を逆転させている。

#### 商業・金融・物価

商業はかつてない発展をとげた。説明の余裕がないので目立つ点を箇条書きしておこう。

- 多様な商品の増産・商業の多様化・商店や商業組合（「行」）の増加
- 水運業と<sup>42</sup>坊（倉庫業）、海外貿易の発展。都市を結ぶ全国的な商業網の形成
- 客商（遠隔商人）と座商（都市商店）とを仲介する「牙人」の活躍
- 官僚による商業経営（他人名義）の盛行
- 銅銭の大量鑄造と紙幣（鈔）の発行。<sup>43</sup>（掛売員）の商習慣
- 商税額と商税比率の増大
- 果樹蔬菜など近郊農業の商業化

金融業の発達には交引舗（各種有価証券の取扱店）・金銀舗（両替店）・質庫（質屋）の増加にも現れている。市易法での利率は年2分だったが、南宋の袁采は、富者による貧民への金銭や穀物の貸付は不可欠で月利は3分から5分までならば妥当だとのべている<sup>32)</sup>。物価は軍需による激しい騰貴（とくに南宋期）や、財政と民間の二元的価格体系などを特徴としている。ちなみに、北宋期では絹1匹20～300文、米1斗20～300文、南宋期では絹1匹2,000～10,000文、米1斗100～3,400文という算定がある。また大雑把に言えば、都市における5人家族1日の生活費は200～300文程度、日雇い労賃（水夫賃金もふくむ）は150～300文ほどである<sup>33)</sup>。

#### 都市

都市の増加と多様化も著しい。両主都の人口はともに100万人を優にこえ、江寧（南京）・蘇州・鄂州（武漢）・建康・成都等も数十万から百万人に達する大都市であった。かつて軍閥拠点だった鎮は、人口数千人の商業都市（鎮数2,000弱）に成長し、土地の社会的景観はかつての城市・郷の2区分よりも城市・鎮市・郷村の3区分が適当になったといわれている<sup>34)</sup>（もちろん、こうした商業や都市の発展は明・清代に比してずっと未発展である）。

北宋の主都汴京（開封）は、最初から計画的に造営された唐の長安とちがいで、以前から黄河と南北大運河とを結ぶ水運の要地にある商業都市だった。隣接の遼・西夏・金からしばしば侵入されたため、推定人口130万人のうち軍人軍属がほぼ半分前後にもなっていた<sup>35)</sup>。主都にな

32) 『袁氏世範』（12世紀末出版、巻下治家、『知不足齋叢書』収録）。「假貸錢谷責令還息，正是貧富相資不可闕者」。「……貸錢月息自三分至五分，貸穀以一熟論，自三分至五分，取之亦不為虐」。西田太一郎抄訳がある。

33) 魏華仙『宋代四類物品の生産と消費研究』、全漢昇『中国経済史研究』、宮澤知之「宋代の価格と市場」『宋代中国の国家と経済』、伊原弘「『清明上河図』と北宋末期の社会」『清明上河図』をよむ。他

34) 1080年の鎮市数1,854（『元豊九域志』）。ス波義信『中国都市史』。「宋代の都市化を考える」（『東方学』102）。嶋波護「唐宋時代における蘇州」・愛宕元「唐代の揚州城とその郊區」・ス波義信「宋都杭州の商業核」（梅原郁編『中国近世の都市と文化』所収）

35) 『宋史地理志』。『元豊九域志』。久保田和男『宋代開封の研究』。周宝珠『宋代東京研究』。吳濤『北

ってから商業が一層繁盛し、1084年の納税商店数は6千店以上にもなっている。

猛元老著『東京夢華録』<sup>36)</sup>(1147年)にもとづく、多種多様な店や問屋は街路ごとに軒を並べ、各種のサービス業者も多い。酒楼では数百人もの妓女が盛装して客を待つ。茶肆・分茶酒店(料理店)はさらに多い。米商・交引舗・金銀舗は約百余軒、在京の米商と交引舗の取引は千数百万貫をえる(北宋の宮廷画家・張 昉<sup>ちやうたくだん</sup>の『清明上河図』には、開封とその近郊における700人前後の人々や河・船・車・書房など各種商店が緻密に描かれていて彼の記述を裏付けている)。

杭州は以前から大運河の起点に位置する南方の重要都市だったが、開封を追われた南宋政権がここを首都にして臨安と称した。城内外の人口は皇族・官吏・軍人・僧道・商工業者と使用人・遊手(非正業者)・蔬菜農家など140万人ほどで、うち軍人・軍属がほぼ50万人を占める<sup>37)</sup>。

呉自牧の『夢梁録』によると<sup>38)</sup>、どの街路にも大小の商店や露店があり、その繁盛は開封をしのぐほどだ。書籍舗・質庫・金銀鈔引舗(両替店)も多い。運河の岸には客商用に十数の棚坊(倉庫業)があり、貨物・船・車・器具等を保管して保管料をうる。宴会請負サービス・口入れ(顧見)その他サービス業も多種多様である。

#### 権利・身分・地位

既述した唐代の私有権は一段と強くなり、かつ普及している。「天地の物には各々物主が有り、吾の所有にあらざれば一毫といえども取ることなかれ」とは、蘇軾「赤壁賦」の一節である。庶民は男女を問わず訴訟を起こすことができた。官吏の汚職や犯罪に対して「越訴」を許す法もだされている(『宋会要』)。財産の訴訟はおびただしくあった。ただし当面の課題からすると、判決集『名公書判清明集』の「戸婚門」(民事訴訟部門)約200件をみる限りでは、物品賃貸案件はないようである<sup>39)</sup>。

商人の地位と評価の高まりは、科挙の受験資格の承認や、「士農工商各有一業……同是一等齊民」という発言にもしめされている(宋代儒学者黄震著『黄氏日抄』巻78「又曉諭假手代筆劄」)。良民は建前上では科挙試験に合格すれば誰でも官人になれた。良民を売買して奴婢にすることも禁止されている。こうした限りでは、良民に関する非身分制社会は宋代から始まったといえ

---

#### 宋都城東京：その他

36) 『東京夢華録』(伊永文箋注上下)。訳は入谷義高・梅原郁訳注『東京夢華録』を利用した。

37) 『咸淳臨安志』(巻19「坊巷・市[行団瓦子]」)・『元豊九域志』・『宋会要輯稿』。加藤繁「南宋首都臨安の戸口について」(『支那経済史考証』下)。梅原郁「南宋の臨安」(『中国近世の都市と文化』所収)。斯波義信『宋代商業史研究』。J. ジェルネ(栗本一男訳)『中国近世の百万都市』。加藤繁前掲書『唐宋時代の商人組合「行」……』(行数は『宋会要』・『続資治通鑑長編』・『文献通考』等を参照)

38) 呉自牧著『夢梁録』(1137~1276年における杭州市の繁盛記)。梅原郁氏は訳注で本書の成立を1334年と考証している。拙論の引用は同訳注によるが、ごく一部を修正してある。臨安の回想録にはほかにも『都城紀勝』(灌圃耐得翁1235年)、『武林舊事』(周密撰1280年前後・「武林」は杭州をさす)、『西湖老人繁勝録』(西湖老人撰1253年)などがある。『都城紀勝』の訳には立命館大学・中村喬「中国史籍研究」の大学院受講生24名の共訳がある(『立命館東洋史学』31・33)。

39) 梅原郁訳注『名公書判清明集』。柳田節子「宋代裁判における女性の訴訟」(『論集中国女性史』)

るだろう。他方、さまざまな事情で実質的な奴婢になっている者は多い。彼らは事実上で、以上の権利や地位から排除されている。なお、名目上での女性の権利や地位は唐代とほぼ同じとみられるが、女性蔑視の風潮はやや強くなっているようである<sup>40)</sup>。

住民は土地財産の所有者かどうかで主戸（税負担者）と客戸に分けられ、主戸は資産に応じて5等分されている。1等の大地主はごく少数で5等の零細自作農が大多数を占め、客戸の大半は佃戸（小作人）である。彼らは佃契の当事者として形式上は地主と対等だが、実際上では大半が地主に従属せざるをえなかった<sup>41)</sup>。従属性はさまざまだが、笞で打たれたり、奴隷のように扱われる例もみられる（蘇洵『嘉祐集』巻5田制ほか）。

## 第2節 宋代の物品賃貸

宋代になると、物品賃貸業者の活動が目立ち始める。そうした賃貸業は北宋の主都開封と南宋の主都臨安（杭州）で繁盛している。その繁盛ぶりは二都の諸回想記に「諸色雜賃」・「筵會假賃」・「賃物」など、賃貸物件に関する題目がもうけられていることからわかる。

ちなみに『武林舊事』の「賃物」には、「花檐（花で飾った輿）・酒檐（酒樽用の輿）・首飾・衣服・被臥（掛布団）・轎子（輿）・布囊・酒器・幃設（幕）・動用・盤合（盆）・喪具」等があげられている。なお、動用（または動使）は広義では車・船・農具・織機・碾磑等をふくむ動産一般をさすが、引用する諸回想記では家具・食器その他の日常用品の意味で使われている。「ちやう廳館（酒樓）動使」・「家生動使」・「椅卓陳設，器皿合盤……動使之類」等。以下で両都の賃貸を中心に考察するが、副業的な賃貸や人と物との一体的な賃貸もふくめておく（引用文のルビ・括弧内の文・太字は水谷による）。

### 宴会用具

両都には、「筵會假賃」・「しし四司人」・「ししりつきよく四司六局」などと呼ばれる宴会請負業者がいた。「假賃」は賃貸の意だが、ここでは前掲梅原訳にしたがって請負としておく（当時の請負・賃貸・雇傭は未分化であり、どの語も同義的に使われている）。

開封。『東京夢華録』（巻4）：「筵會假賃」 / 「すべて民間での吉凶の宴会をやる時は、茶酒司が椅子・卓・飾りつけ・器・蓋もの・鉢もの・酒檐や動使の類を請負ってくれる」（「凡民間自吉凶筵會，椅卓陳設，器皿合盤，酒檐動使之類，有茶酒司管賃」）。料理飲料は厨司が請負う。招待状・席や配膳・司会等の請負人を「白席人」といい、宴会全体の請負を総称して「しし四司人」という。客を呼んで園遊会を催す時もすぐに用を足してくれ、各本職がすべてをまかなってくれ

40) 仁井田陞『支那身分法史』。高橋芳郎「宋時代の奴婢・雇傭人・佃僕について」（『北大文学部紀要』26 2）。梅原郁『宋代司法制度研究』。堀敏一『中国古代の身分制』。尾形勇『中国古代の「家」と国家』。大澤正昭『主張する<愚民>たち』。『唐宋時代の家族・婚姻・女性』

41) 日野開三郎『宋代の農村生活概観』（『東洋史学論集』第13巻）。周藤吉之『唐宋社会経済史研究』。柳田節子『宋元社会経済史研究』。草野靖『中国の地主経済』

る（「舉意便辦，亦各有地分，承攬排備」。「たとえ百人分ぐらいいでも主人は費用を出すだけですむ」。

臨安。『夢梁録』（巻19）：「四司六局筵會假賃」 / 「四司六局」はさまざまな宴会の全業務を請負う。そのうちの張設司は、椅子・卓・簾幕・衝立（ついたて 果<sup>ふし</sup>）・屏風・書畫・掛軸（簇子）などを専門に用立てる。茶酒司は、配膳・酒茶の供給・司会・送迎・案内等をおこなう。廚司は料理、臺盤司は食器運び、果子局は造花・造果等による飾りつけ、蜜煎局は盛り合わせ作り、菜蔬局は野菜・漬物の扱い、油燈局は照明具係り、香藥局は香料・薬湯の提供、排辦局は掃除・花生け等を請負う。冠婚葬祭で使う食器や道具類は以上の担当者に頼めばすべてうまく運ぶ<sup>42)</sup>。

以上から明らかのように、宴会請負業者は宴会用品の賃貸を仕事の一つにしている。とくに卓・椅子・簾幕・屏風・書畫・掛軸等を専門に用立てる張設司は、宴会用物品の賃貸を主業務とする賃貸業者といってよい。彼らが諸物品を即座に用立てうるのは、それらの大半を所有しているからであろう。

開封と臨安で宴会請負の賃貸業が繁盛したのはなぜだろうか？ 両都には皇族・官宦・官吏・軍人・商工業者・受験生・旅行者その他の人々が集中し、冠婚葬祭・歓送迎会・談合・遊興等の宴会を頻繁に開いていたからであり、しかも「都の人々の風俗は万事派手でなかなか太っ腹」だったからであろう（『東京夢華録』巻4、會仙酒樓「大抵都人風俗奢侈度量稍寛」）。そしてその背景をなしていたのが、都市規制の自由化と身分規制の廃止、首都を中心にした商業や交通の顕著な発達であった。

#### 葬儀用品と婚礼用品

宋代になると、両都を中心に冠婚葬祭用具の賃貸業者が営業している。

『東京夢華録』（巻4・皇后出乘輿）：士民が貴族との婚礼で檐子（輿）に乗るばあい、「都の左京と右京の両区には、供廻りのつける衫・帽・衣装・調度品に至るまで何でも賃借できる所があるから、人から借りる必要はない」（「左右兩軍自有所在。以至從人衫帽、衣服從物、俱可賃、不須借借」）。

『委巷叢談』（明・田汝成撰）で、筆者は都（杭州）における「四司六局」を紹介したあと、ほかにも「珠冠、禮衣、方巾、花扇、采轎盒、擔幃莫のような吉凶器具」は、みな賃貸業者が用意していてそれを借りる風習があったと記している（「他如珠冠、禮衣、方巾、花扇、采轎盒、擔幃莫、吉凶器具皆有置賃者、猶行都之遺風也」）。

北宋・王得臣の著『塵史』（「風俗」）には、「葬式時に喪服のない貧者は賃借でまにあわせ、葬送する家人がいなければ、身代わりの媪婦を雇い同じ喪服を着せ、道々泣かせて送らせる」と記されている（「葬事貧不能具服則賃衣之、家人之寡者、當其送終即假媪婦使服其服同哭諸途」）。

『東京夢華録』（巻4・雜賃）：「もし凶事があって葬式をするばあい、葬儀屋には（調達品に）それぞれ上下の等級がある。たとえば、魔よけの神像・車よ（葬儀車しょうごん）・莊嚴・いろ絹など（格

42) 『夢梁録』は『都城紀勝』を下敷きに書かれている。前者の「四司六局」の説明は晦渋で重複しているので、『都城紀勝』と『夢梁録』の梅原郁該当注を参照して整理した。

式で) みな値段が決まっています手数料がかからない」(「若凶事出殯<sup>ひん</sup>, 自上而下, 凶肆各有体例。如方相, 車<sup>よ</sup>, 結絡, 綵帛, 皆有定價, 不須勞力」)。葬儀屋が葬儀用品を所有していたことは疑いない。

## 車

唐代には車家・車店・車坊・邸店が賃車を専業または副業にしていた(前章第2節)。宋代賃車業はさらに普及し、各種の荷車や人を乗せる座車を賃貸している。荷車には、大型の太平車(驢馬2列20頭で牽く)・大車(驢馬や馬3~8頭で牽く)・平頭車(牛1頭車夫1人)・小車(2, 3人で牽く)・馬車・独輪車・輜車(大八車と同じ)・犢車(小牛で牽く)などがあつた。

法定運賃は唐とちがいが、負搬・駄運・車運の区別がなく一律百里百斤=100文とされている(『慶元条法事類』37庫務門2)。車の普及で製造費が安くなり、車の賃貸料を独立させるほど高価でなくなったからであろう<sup>43)</sup>。

婚礼のさいに使われる座車子もある。「命婦や宮家や士民は、なべて座車子(座り車)に乗るが、檐子と同じような作りで六人乗り……前の方に七、八尺ほどの長轅<sup>ながえ</sup>が出ていて1頭の牛で曳かせる。これも假賃できるから人から借用する必要はない」(『東京夢華録』巻4「餘命婦王宮士庶, 通乘坐車子, 如檐子様製, 亦可容六人……前出長轅, 約七八尺, 獨牛駕之, 亦可假賃」)。

相国寺の壁沿いには軒並み客店(宿屋または邸店)が営業していて、「南方から来た役人や商人はみなここに泊まった」(『東京夢華録』巻3)。これらの客店は賃車の世話もしていたはずである。『水滸伝』(第32回)に登場する王英はかつて兩淮の「車家出身」だったとされている。この車家も車を賃貸する運送業者であろう。また官物輸送では、民車の賃借と人夫の雇用が官車の使用と併用しておこなわれている。たとえば『宋史』には、「陝西都轉運司, 於諸州差雇車乘人夫, 所過州交替, 人日支米二升, 錢五十」とある(食貨上3)。

## 輜(輜子)

輜は2人または4人で担ぐ輿<sup>こし</sup>の一種で、肩輿・檐<sup>けんよ たん</sup>(檐子)ともいう(花嫁用を花檐, 酒樽運搬用を酒檐という)。「庶民でも貴族と婚礼するばあいは、やはり檐子<sup>えん</sup>(屋根つきの輿)に乗る……」。「これも賃借りできる」(『東京夢華録』巻4, 「士庶家輿貴家婚嫁, 亦乘檐子……左右兩軍自有所在。輿亦可假賃」)。

北宋では官人は乗馬で入朝していたが、南宋では輜に乗るのが普通になったという(宋・趙彦衛『雲麓漫抄』巻7)。かつて輜に乗れたのは「内外命婦」だったが、今では富民・娼優・下賤の者までが輜を用いるようになったという(『宋史』志103輿服2, 志106輿服5)。臨安内のおもな足は竹輜(駕籠)と船であった。

日本僧成尋は『参天台五臺山記』<sup>44)</sup>(以下『五臺山記』と略す)で記している。延久4年(1072)

43) 清木場東前掲書「第4章輸送手段と輸送費」。氏は、唐で輸送労賃に加算されていた車の使用料が宋では「なくなった」と表現されているが、運賃に入れられて自立項目ではなくなったということだろう。

44) 『参天台五臺山記』は成尋による2年間(1072-74)にわたる中国各地の旅行記である。原文は『改

7月24日、「國清寺の十方教院に到着する。州の<sup>かごかき</sup>轎擔二人を雇い、錢五百文づつを払う。寺の人力と小馬に錢二百州文を払う」(巻2)。同8月22日、「轎を借り轉運使の衛に参向する」(巻3)。

#### 馬・驢馬

『東京夢華録』(巻4 雜貨)：「ふだん町へ用足しに出かける時、道が遠くて歩くのがおっくうなら、町々橋邊ごとに馬を賃貸しするところがあり、せいぜい百文どまりである」(「尋常出街市幹事、稍似路遠倦行、遂坊巷橋市、自有賃鞍馬者、不過百錢」)。

王得臣『塵史』(巻下)：「熙寧年間(1068-1077)以前はもっぱら驢馬ばかりの賃貸しだったが、のちに人臣乗車之制をなくして乗馬が通則になり、旧制の輿檐は禁止になった(『宋史』「興後、人臣無乘車之制、從祀則以馬、常朝則以轎。舊制、輿檐有禁」)。前掲『五臺山記』(巻6)：熙寧6年(1072)正月11日開封。南門前で帝の籠のお迎えに行くために行者(可道)に馬九疋を借りらせる。馬主が来てまず300文を取り、残りの600文は明日受け取るとのこと(「以行者令借馬九疋、馬主來、且取三百文畢、殘六百文來日可取者」)。

馮夢龍の小説(『警世通言』巻4「拗相公飲恨半山堂」)：退位した王安石がお忍びで開封から金陵(南京)に旅行した時、黄河を雇船で下り金陵の手前で陸路に替えた。主僕4人の一行は馬3匹と肩輿1挺(轎夫4人)の雇賃を問屋に注文したが、驢馬と騾馬1頭づつ、轎1挺に轎夫2人しかないといわれた。そのわけは、王安石の新法で皆が困窮して馬や驢馬を飼う錢もなく、役に追われて乗客を待つ時間もないということだった。

#### 船舶

宋代になると、造船技術の進歩や<sup>こうもん</sup>閘門(水位を調節する水門)の設置で水位差のある運河間の輸送が可能になり、水運が一段と盛んになる。東シナ海沿岸の明・温・台郡の登録船数だけでも19,000艘以上(うち1丈以下が8割)という<sup>45)</sup>。船種や大きさも数百人乗りの航海用帆船から2、3人乗りの小舟までとさまざまに多様化している。西湖付近には女性船頭の阿娘船が多かったという(墨浪子編『西湖佳話』断橋情跡)。

諸史料には、船戸・舟主・綱首・水夫・渡夫・船行・船牙・海商・<sup>ふとう</sup>附搭・商船・海船之家・水居・<sup>たんご</sup>潭戸等、船舶や水運に係わる人々の区別や専門化をしめすことばが見られる。船戸は船の所有者、舟主は船を雇う客商や乗客、綱首・水夫・渡夫は船長と船の操者たち、船行(船牙)は船問屋、附搭は貨物と一緒に便乗する商売(人)、潭戸は水辺の漁民である<sup>46)</sup>。

賃船の規模や回数がふえ、資産評価の重要項目(家業錢)に入れられるようになった。賃船

訂史籍収覧』第26冊を利用し、藤善眞澄訳註(上下巻)を参照した。『巡礼行記』の圓仁とちがい、成尋のばあいは中国政府が大半を手配し援助している。

45) 宋・呉潜撰『開慶四明續志』(巻6)三郡(明・温・台)隘船の条 官府登録船数19,287艘(1丈以下8割)。斯波義信『宋代商業史研究』(第2章宋代運船業の基礎構造)を参照。

46) 『宋會要輯稿』(食貨42水運)。『宋史』(食貨志・漕運)。陸游『入蜀記』。青山定雄『唐宋時代の交通と地誌地図の研究』。斯波義信『宋代運船業の基礎構造』(東洋史研究24 4)。『宋代商業史研究』(第2章)。

は船自体の賃貸（裸傭船）と、船と人（水夫・船頭等）との一体的傭船に大別できる。輸送の基軸は国家による首都への漕運で、特に北宋代には南方からの漕運が盛んだった。漕運の担当は官船と兵士が建前だが、民間の船や業者が頻繁に和雇されている<sup>47)</sup>。その和雇でも、船と人との一括雇傭のほか別に別々に雇傭するケースがあった。

民間における船だけの賃船は、船頭や水運業者が船に不足するか所有していない時におこなわれる。「雇船契」があるけれども、裸傭船の契約書ではないらしい<sup>48)</sup>。当時は水運業者の所有船を旅行者や客商が利用するケースが大半だったからである。こうしたケースでは、船賃のおもな内容は水夫や船頭の人件費で船自体の賃賃料は二次的とみてよい（宋代の運賃規定では一般船の順流船賃は百里百斤10文とされている [前掲『慶元条法事類』37庫務門2]）。

雇船の事例をいくつかあげておこう。

『夢梁録』：「杭城では……人々が蘇・湖・常・秀・江淮の諸州に赴こうとすれば、大抵は小型船・舫船・航船・飛篷船等を雇う」（巻12・河船）。『五臺山記』：延久4年（1072）5月3日（杭州）「陳詠が明州の沈福の船を借り得たと告げに来る。すぐに雑物を積み込んで乗船した」、「船賃にとりあえず二貫をはらった。約束は四貫である」（巻1）。同8月3日「小船を借りて銭を運ぶ」（巻3）。『東京夢華録』：政和・宣和期のころ、開封市内の金明池には「大小の船を賃貸して……遊覧させる商売もあって、その値段もさまざまだった」（巻7）。『都城紀勝』：「西湖の舟船は大小さまざまで……100人乗りの船もある。四季を通じて賃假する遊覧客もいる」（舟船）。

#### 家具

賃貸されていた家具には、椅子・卓・寝台・布団（被臥）・簾幕・<sup>ついで</sup>衝立（<sup>ふし</sup>衆）・屏風・照明具（燭臺・燭籠）・幃設などがあつた。家具の賃貸は、宴会請負業者による賃貸、貸家に付随した賃貸、その他に区別できる。家具専門の賃貸業者の直接史料は見あたらない。なかったとすれば、どの賃貸も副業または付随業務だったことになる。

貸家に椅子・卓・寝台などの家具が付随するばあいには、家具の賃賃料は家賃にふくまれる。官吏・科挙受験者その他多数の人々が借家住まいをしていた大都市では、こうした家具の賃貸はやや長期で広範囲だったと思われる。特に臨安では、短期間に大量の南遷者が流入して借家需要が激増したので、有力者や商人が営む貸家の賃賃料（房銭・就銭）は彼らの大きな収入源になった<sup>49)</sup>。そのために「官・私の家屋や敷地はたいがい賃貸」だった（『夢梁録』巻18）。

47) 紹興4（1134）年11月25日權戸部官待朗言、諸州縣起發行在舡「網運和雇舟船裝載依所降指揮將合支雇船水脚錢以十分為率先七分付船戸掌管若有欠折並令船戸管認餘三分……」（『宋會要』卷47水運）。大崎富士夫『宋代における漕運経営の変革』。

48) 張邦基『墨莊漫錄』(巻4)。宣州守が長江のある港にあった空船を調べさせると、船尾に「系文字一紙」に記された「雇船契」があり、「契約者名及牙保（保証人）」等が記載されていた。

49) 家主の平均収入は毎月15貫で、普通は1カ月ごと、貧民は毎日徴収されていたという（斯波義信編著『中国社会経済史用語解』房銭）。「宅増牙稅錢，官員等請給頭子錢，樓店務増三分房錢」（『宋史』

## その他

『夢梁録』(巻2「諸庫迎煮」): 清明節を前にした一日、臨安城内外のすべての酒蔵は官の点検を受けるために自家酒のお披露目(「諸庫迎煮」)を華やかにおこなう。当日は衣装を飾り立てた官私のの妓女たち、各行の社隊や楽隊、銀鞍をつけた馬が雇われて集められる。そのさい、「下っぱの妓女でも衣装や首飾りを借り揃え、あるいは他人から賃貸してもらって間に合わせねばならない」(官私妓女新麗妝著, 差雇社隊鼓樂, 以榮迎引。ノ名之「行首」, 各雇賃銀鞍開裝馬匹。ノ雖貧賤潑妓, 亦須借備衣装首飾, 或托人雇賃, 以供一時之用)。

『夢梁録』(巻16米屋): 杭州には「袋にも賃貸があり、肩にかついで運搬する人夫にも、やはり甲頭がいて取りしきっている」。さまざまな業務に使われる各種の人手は、各行の親方や口入れ屋がその雇用を周旋している(『夢梁録』巻19, 雇覓人力)。

以上の諸史料を見る限りでは、開封と臨安で物品賃貸業を利用する人々は、その大半が中流以上の家庭に属していたと考えられる。その日暮らしの貧民にとっては、宴会・遊覧船・大型の車や船・輿・靈柩車・馬・装飾品を賃借する余裕はなかつただろうからである。他方、物品賃貸業の経営者は一定資金を有する商・官・工等の人々(あるいは既存の各種店舗)であった<sup>50)</sup>。安物の布団や衣類などを貧民に賃貸する業者の有無については『東京夢華録』や『夢梁録』その他の諸史料にそうした記述が見いだせないし、窮民たちの窮迫と救済策を勘案すれば、その可能性はかなり小さかったと考えられる。

ところで、宴会・遊興用具などの賃貸業が両都独得の繁栄を基礎にしていたことは、これら賃貸業の歴史的限界を意味する。1126年、金軍に蹂躪されたあと、開封の該当賃貸業が衰退したことはそのあかしといってよい。他方、元に占領された首都臨安の賃貸業は衰退をまぬがれることができた。元が軍を城外に留め、元通りの生活を市民に保障したため都市の繁栄が続いたからである<sup>51)</sup>。マルコ・ポーロは『東方見聞録』で、占領2年後に滞在した杭州を「世界第一の豪華で裕福な都市」と書いている<sup>52)</sup>(総じて、蒙古政権は蒙古人だけで中国を全面支配すること

食貸下・會計)。

50) 謝貴安「從宋明時期家庭經濟的經營看中国文化的轉型」(『中南民族大学学報』84-88, 1998)。氏は宋明時代に一般家庭等が大別8種の店舗経営をしていたとし、その第四に租賃業をあげている。「北宋首都開封不少的市民家庭都經營租賃業」(典拠は『東京夢華録』, 『夢梁録』, 『武林舊事』)。

51) 『元史』(世祖六)至元13年(1276)2月元軍司令官「伯顔既受降表, 玉璽」。「伯顔下令禁軍士入城, 違者以軍法從事。遣呂文煥、黃榜安諭臨安中外軍民, 俾按堵如故」。

52) 『東方見聞録』(愛宕松男訳註)はマルコ・ポーロの直筆ではない。東方からの帰国後、獄中で知り合った作家ルスティケッロに口述筆記してもらったもので多くの脚色の跡や疑わしい点がある。現存旅行記の写本群の主人公がマルコという確証もないという(大黒俊二「『東方見聞録』とその読者たち」(岩波講座『世界歴史』12・所収)。杉山正明『クビライの挑戦』)。しかし『元史』等の史料によると、占領時に臨安市内への軍隊の立ち入りを禁止したこと、同市が元代にも繁栄していたことは確かだと考えられる。「西湖には大小さまざまな回遊船や小船の設備があり、市民は湖上の清遊時にこの船を雇う」というマルコ・ポーロの記事は、遊覧船の賃貸業が以前通りに営業していたことをしめしている。

ができなかったから、地域行政を原則的に以前の慣行や在地官吏にゆだねたのである)。とはいえ、宮廷や中央官庁の賃貸需要が消えた分、賃貸業は減退したはずである。

[追補] 宋代には民間の出版業者や書肆の活動が盛んになっている。開封では相国寺の東門街一帯で何軒もの書坊が営業し、臨安の棚北街では陳起など10数店が営業しており、建寧・建陽・成都・眉山等でも業者の営業がみられる。しかし貸本屋はまだ見あたらない。なぜなら、書物が経典・史書・曆・医薬・詩詞等にかたより、読者が士大夫・太学受験生・上級軍人・僧尼らに限られていたこと、長時間の読書や書き込みが普通だったこと、働く庶民には読書時間も識字率も不足していたこと、などの事情があったからであろう。明末から清にかけて印刷刊行量が飛躍的に高まる。『水滸伝』・『三国志演義』・『西遊記』などの大衆小説類の出版もこの時代以降であり、貸本屋が繁盛するのもこの頃からである<sup>53)</sup>。なお、わが国でもやや遅れて貸本屋が目立ち始め、文化文政期には推計2千店以上の貸本屋が全国で営業していた<sup>54)</sup>。

#### 耕牛・農具・水車

人手が不足する農繁期や、田地の深耕には牛（南では水牛）と犁が欠かせない。とりわけ江南の水田耕作ではそうであった。だから、中規模以上の農家の大半が耕牛を所有しており、四川の鳳州と成州では所有牛数が課税基準になっていたほどである（『宋會要』食貨70 12）。耕牛を所有できない貧農や小作人は、高い賃料を支払ってでも地主から牛を賃借しなくてはならなかった。そうした事情から賃牛制が普及したと考えられる<sup>55)</sup>。

朱熹（1130 1200）『朱子全書』（勸農文）。“聞くところによれば、郷村の小農はその多くが田をもたず、地主の田を小作しており、耕種耕田の時節には地主から穀米耕牛や車水を借りるのが常だという”（「郷村小民。其間多是無田無。須就田主討田耕作。每至耕種耕田時節。又就田主生借穀米……如當耕牛車水之時。仰田主依常年例應副」。「車水」は水車か足踏の揚水機。“ ”は省略文）。

“千戸の郷のうち、900戸が田・耕牛・農具を人（地主ら）から賃借せざるをえず、豊年でも収穫の4割を地代に、4割を耕牛と農具の賃料に、2割を自分の食料にあてている”（陳舜愈『都官文集』巻2・策・厚生1、「奈之何生民之窮乎、千夫之郷、耕人之田者九百夫、耕牛稼器無所不賃於人、……以樂歲之、田者取其二、牛者取其一、稼器者取其一、而僅食其一」）。北宋の官人陳舜愈は越州山陰縣の知縣になっているから、この記述は当地方の佃戸制の様子と思われる。“小作人は小作料4割と牛具の賃貸料1割を支払う”（南宋・王炎『双溪集』巻1・上林鄂州書）。

以上から明らかなように、地主の牛と犁の賃貸は宋代の地主経営の重要な一機能であった。

#### 水碓（碾碓）・織機

水碓（碾碓）と織機が賃貸されていたことは疑いない。直接の史料がないけれども、重要な

53) 村上公一「中国の書籍流通と貸本屋」（『山下龍二教授退官記念中国学論集』）。井上進『中国出版文化史』。銭存訓『中国紙和印刷文化史』。張紹勳『中国印刷史話』。大木康『中国明末のメディア革命』

54) 拙論「物品賃貸（貨物）業の創成に関する研究」（『立教経済学研究』62 4）

55) 日野開三郎「宋代の賃牛について」（『東洋史学論集』第13巻（都市と農村）

動産なのでふれておこう。

南宋代には、水碓を利用した小麦製粉や精米専門の碓坊が広がっている。徽州では江流に堰を設け碓磨で米を一日に百斛挽かせていたという記事がある（方回『桐江續集』巻3春碓吟）。また、喬貴妃の弟某が臨安府の開元寺に碓坊をもち、日々千銭の収入をえていたという（洪邁『夷堅志補』巻2・喬郭兩賢）。この収入には碾磑の賃貸料もふくまれていたかも知れない。官人や商人は製粉・精米事業を業者に依頼することが多かったが、そうしたばあいには水碓の賃貸もおこなわれていたと思われる<sup>56)</sup>。

織物業は古くから女性がたずさわる代表的手工業であった。宋代には養蚕業と絹織物業（機織り）との分離が進みだしている。北宋では南御荘の民舎で貧婦が機織の音をたてていた（『資治通鑑長編』巻103天聖3年[1025]5月）。河南の貧しい家にも織機があつて絹織が盛んである（劉克莊『後村先生大全集』2巻5「聞説<sup>へい</sup>郷縣（江南西路袁州・現江西省）家家絹機……」）。何台もの織機を所有する織物業者（機戸<sup>きど</sup>や機房）が現れ、そこに貧家の婦女が織女として雇用されている。「<sup>えん</sup>宛州（現江西省）有民家婦、姓賀氏、裏人謂之織女……家貧無頼……婦則傭織以資之所得傭直」（『玉堂聞話』巻5）。官僚にも名義をかえて織物業を営業する者が多くいた（『資治通鑑長編』巻247熙寧6年[1073]9月壬戌の条）。織機の賃貸借もあったにちがいない。

唐代の記述になるが、北京に近い定州の富者何名遠が家に織綾機500張をもっていたという（張<sup>まく</sup>朝野<sup>せん</sup>僉<sup>せん</sup>裁<sup>せん</sup>、巻3）。日野開三郎氏は「五百台もの機を集置するとすれば、それは一大工場を必要とし、現実には全部の集中管理はできなかつたであろう。「その大部分は……賃織りさせる出機に充てるしか無かつたであろう」と推測されている。しかし「それを確認する資料は未検出」ともいわれている<sup>57)</sup>。もしもこの推測があたっているとすれば、規模はともかく、宋代にも同様のケースが見られたことであろう。

地主と佃戸との農具・耕牛・織機・碾磑・灌漑用具等の賃貸借は、それらを所有できない多くの佃戸にとっては自発的で対等な賃貸というよりも、経済的強制であり、地主への従属をうながす要因でもあつた。

## むすび

殷代後期の甲骨文や殷金文には買<sup>ばい</sup>・賃<sup>ぼう</sup>・賃<sup>とく</sup>などの文字があるけれども、賃借を意味する文字

56) 水磨・水碓を利用した事業例は『宋史』（食貨下6）を始めいくつもの史料にみられる。古林森廣「宋代における精米業と製粉業」（広島大学『史学研究』108）。周藤吉之『宋代経済史研究』（二、南宋稲作の地域性）

57) 日野開三郎「唐代先進地帯の荘園」（前掲『産業経済研究』23 5）。佐藤武敏氏によると、定州は綾の特産地として知られており、「おそらくそうした機を使用し」、「専門の織工を雇傭して綾の生産に当たつたのではないかと思われる」（『中国古代絹織物史研究』下）。拙論「明治期における織機の賃貸借」（東邦学園大学『東邦学誌』33 2）

は見あたらない。竪穴式住居に住む個々人が自立して自由に交易していたことは考えにくいから、買・貿・賁の文字は「支配」者たちによる財貨の交換・贈与・融通をしめす文字であろう。

春秋・戦国時代に庶民が重要品を利用するには、主として互助や救済によらねばならなかった。ほとんどのばあい、假・貸・借・籍の文字はそうした関係を表す文字として使われている。物品賃貸借がほとんどみられないのは、農業技術が未発達で生産量が少なく、自給自足経済が支配的だったからである。

漢王朝期になると、物品賃貸借や「賃傭」・「賃作」が普及するようになり、一部には賃貸借も見られるようになる。しかし賃貸借の実体は、国家が民間から車船を賃借形式で徴発したり、国家や富豪が援助・救済のために穀物や農具を窮民に貸与したりすることであった。賃貸といってもほとんどが形式的であり、無償賃貸借が優勢だったのである<sup>58)</sup>。

唐王朝下では、大都市を中心に車・船・驢馬の賃貸が普及し始めている。麵食の普及を基礎に製粉用具の碾磑・水碓の賃貸営業や、葬儀業者による靈柩車の賃貸も発生している。しかし大都市においても、貧民や奴婢など大勢の住民は経済的、人格的に賃貸から排除されていた。市民生活や商業への厳しい規制管理も賃貸業の成長を阻んでいた。地域では現物交換や実物貨幣が主流であり、大半の賃貸は副業または兼業にとどまっていた、独立専門の物品賃貸業は微々たる存在でしかなかった。唐代の物品賃貸は漢代の無償賃貸借と宋代の賃貸業との中間に位置する、過渡的で發育不十分な状態にあったといえるであろう。

宋代になると、商業や都市が著しく発達すると同時に、多くの身分的規制が廃止された。こうしたことを背景に、大都市に冠婚葬祭用具・宴会用品・婚礼や葬儀の車輦・家具・遊覧船・大型車船などの物品賃貸業が出現し成長する。これらの賃貸業は必要品の購買費用や調達時間を節約することによって商業や物品需要の発達をうながし、生活の効率化を助長した。農村では地主・小作間での農具・耕牛・織機・碾磑・灌漑用具等の賃貸が盛んになった。

しかし、主都開封と臨安の物品賃貸業はつぎの限界をもっていた。第一に、宴会・遊興用品などの賃貸業は主都への軍需・官需の集中を主因に繁栄していたため、その隆替に制約されざるをえない（たとえば、金軍に蹂躪された開封における該当賃貸業の衰退がそうである）。第二に、首都の賃貸業の利用は中流以上の人々に限られていた。その日暮らしの貧民に宴会・遊覧船・大型車船・輿・靈柩車・馬・装飾品を賃借する余裕はなかったからである。第三に、地主・小作間における農具・耕牛・織機・碾磑等の賃貸は、佃戸にとっては経済的強制にひとしく、彼らを地主へ隷属させる手段になっていた。

20世紀初期までに人口や経済がもっとも発達したのは清代であり、物品賃貸業の繁栄が頂点に達したのも清代である<sup>59)</sup>。宋代になかった貸本屋（「賃書舗」）も多数営業しているし、開封

58) 前掲拙論「中国における物的貸借の歴史的考察」

59) 宋代に1億人だった人口は3億人台になり、都市も人口100万人前後の北京・南京・蘇州・杭州・開封・広州・武漢等を筆頭に30～50万人の都市は千余になる。宋代には千人単位の鎮も万人単位にな

と杭州で栄えた宴会用具・結婚葬儀用品・花嫁用の花轎・車・家具等の賃貸業は、蘇州をはじめとするほかの大都市にも広がっている<sup>60)</sup>。とまれ、宋代の開封と杭州における物品賃貸業は物品賃貸業史上における大都市で最初の形態であった。なお、2011年の中国におけるリース業の取扱高は世界第2位だが、その主流は資金調達用のリースで、レンタルに近いオペレーティングリースはまだ浸透していない。レンタル業自身は1990年代頃から外資主導でレンタカーや機械・機器などの分野で発展し始めた状態だという<sup>61)</sup>。

---

り、漢口鎮・仏山鎮・景德鎮などは数十万人にもなっている。製鉄・繊維・商業・海運の発展も著しい(多数の参考史料や文献は省略させてもらう)。

60) 章法『竹枝詞・艶蘇州』(蘇州市文化局編『姑蘇竹枝詞』所収)。范金民(岩井茂樹訳)『清代蘇州都市文化繁栄の実写』(『都市文化研究』2号)、『姑蘇繁華図』(1759年)には蘇州の繁栄が『清明上河図』以上に精密かつ大規模に描かれている。

61) 『三菱東京UFJ銀行企業調査部(香港)』『産業トピックス』(2013年2月)香港駐在報告「中国リース業界の現状と今後の展望」。最初の外資企業「上海八蓮正陽総合物品租賃有限公司」は日本のエイトレントといわれる(同公司H.P.)。